

平成 26 年第 4 回更別村議会定例会会議録(2 日 目)

平成 26 年 12 月 15 日

- 1 出席および欠席の議員は別表 1 のとおりである。
- 2 会議事件は別表 2 のとおりである。
- 3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
- 4 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 末田晃啓 書記 酒井智寛
書記 鎌水千恵
書記 南雲美幸

	議 事
議 長	ただいまの出席議員は、7名であります。 定足数に達しております。 これよりただちに本日の会議を開きます。 (13 時 30 分)
議 長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により議長において、3 番赤津さん、4 番松橋さんを指名いたします。
議 長	日程第 2、議案第 59 号、更別村リサイクルセンターの設置及び管理に 関する条例制定の件を議題といたします。 議案第 59 号について、委員長に審査報告を求めます。 堂場総務厚生常任委員長
総務厚生常任委員長	第 4 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託をされました議案 について、12 月 11 日担当課長等の出席を求め、委員会を開催し審査を 行いました。その結果について報告をいたします。議案第 59 号、更別村 リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例制定の件は、更別村リ サイクルセンターの適正な管理運営を図ることを目的とするものであり ます。慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきもの と決定をいたしました。以上で審査の報告といたします。
議 長	これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 議案第 59 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。 委員長報告は、可決であります。 これから議案第 59 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議 長	これで討論を終わります。 おはかりいたします。

議案第 59 号に対する委員長報告は、可決であります。
 議案第 59 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声あり)
 異議なしと認めます。
 したがって、議案第 59 号は可決されました。

議長 日程第 3、議案第 60 号、更別村国営土地改良施設の管理に関する条例制定の件を議題といたします。
 議案第 60 号について、委員長に審査報告を求めます。
 産業文教常任委員長 高木産業文教常任委員長

産業文教常任委員長 第 4 回定例会において、産業文教常任委員会に付託されました議案について、12 月 11 日、担当課長等の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。議案第 60 号、更別村国営土地改良施設の管理に関する条例制定の件は、平成 26 年度で終了する国営かんがい排水事業で整備され、土地改良法の規定に基づき国から譲与される肥培施設について、適切な維持管理を行なうことを目的とするものです。慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で審査の報告といたします。

議長 これで産業文教常任委員長からの報告を終わります。
 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
 議案第 60 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。

議長 (ありませんの声あり)
 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 これから討論に入ります。
 委員長報告は、可決であります。
 これから議案第 60 号に対する討論を行います。
 討論の発言を許します。

議長 (原案賛成の声あり)
 これで討論を終わります。
 おはかりいたします。
 議案第 60 号に対する委員長報告は、可決であります。
 議案第 60 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声あり)
 異議なしと認めます。
 したがって、議案第 60 号は可決されました。

議長 日程第 4、意見書案第 15 号、国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書の件を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。
 1 番 高木さん

1 番高木議員 意見書案第 15 号、国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見

書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。現在、国民健康保険税は高額で、加入者の生活を圧迫し国民健康保険税を納付することが困難な加入者もいる状況です。国民健康保険財政に占める国庫負担金の割合は、昭和 58 年に総医療費の 45%から医療給付費の 50%に変更されました。これは総医療費の 38.5%への引き下げとなり、自治体と国民健康保険加入者の負担が増大した要因となりました。平成 25 年度では、自治体国民健康保険財政への国庫負担は 20%台にまで引き下げられ、一層厳しい状況となっています。以上のことから、全国的に苦しい財政運営を余儀なくされている国民健康保険に対する国庫負担の増額を求めるため、別紙意見書を、赤津議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)
- 議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)
- 議 長 これで討論を終わります。
これから意見書案第 15 号、国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(意義なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第 15 号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第 5、意見書案第 16 号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

- 4 番松橋議員 4 番 松橋さん
提案理由を述べます。ウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成の拡充を求める意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。我が国において、ウイルス性肝炎、特に B 型肝炎及び C 型肝炎の患者が合計 350 万人以上とされるほどまん延しており、国の責めに帰すべき事由等によるものであるということは、肝炎対策基本法等において確認されているところであり、国の法的責任は明確になっています。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療が、インターフェロン治療と B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費の助成対象から外れている患者が相当数に上り、高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の

方も多く、生活に困難を来しています。また、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないという実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされています。

以上のことから、国において、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成を含む生活支援を拡充するため、速やかに必要な措置を講ずることを求め、別紙意見書を、本多議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上、提案の理由といたします。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

議長 (ありませんの声あり)
議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。討論の発言を許します。

議長 (原案賛成の声あり)
議長 これで討論を終わります。
これから意見書案第16号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の件を採決いたします。

議長 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第16号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6、意見書案第17号、必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

3番赤津議員 3番 赤津さん
意見書案第17号の提案理由を申し上げます。必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。6月の通常国会で、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が可決されました。要支援者の訪問介護と通所介護が介護予防給付から外され、また、特養への入居・入所も要介護3以上に制限するとしています。さらに、一定以上の収入のある方の利用料2割負担への引き上げ、低所得者の施設入所の居住費、食料を軽減する補足給付を制限するなど、これまでにない負担と給付制限が加えられるようとしています。以上のことから、介護を必要とする高齢者がこれまでどおり介護福祉士など専門性を持った職員によるサービスを継続して受けられるよう求めるとともに、誰もが必要な介護サービスを受けられるために、介護保険料の負担を軽減し、介護サービスの基盤整備が図られるよう自治体に必要な財源を援助することを求め、別紙意見書を、松橋議

- 議 長 員の賛成を得て提出をするものです。どうぞご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして提案の理由といたします。
- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)
- 議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)
- 議 長 これで討論を終わります。
これから意見書案第 17 号、必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第 17 号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第 7、意見書案第 18 号、所得税法第 56 条及び関連条項の見直しを求める意見書の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
7 番 本多さん
- 7 番本多議員 所得税法第 56 条及び関連条項の見直しを求める意見書の提案理由を申し上げます。所得税法第 56 条は、家長制度の廃止により個人単位主義を原則としたことで、家族間で所得を分散し、不当に累進課税を逃れる租税回避的な行為が横行することを防止する趣旨のもと制定された条項です。しかし、法が制定された昭和 25 年当時と比べますと、女性の社会進出や家族観など社会通念も大きく変化した今日、伝統的な法解釈だけで合理的な判断を下すことが困難な時代背景となっております。事業主の所得から控除される自家労賃は、配偶者の場合で 86 万円、家族で 50 万円だけであり、このわずかな控除額が家族従業者の所得とみなされるため、子どもが結婚しても家や車のローンも事業主名でないと組めないなど、社会的にも経済的にもまったく自立できず、後継者育成にも大きな妨げとなっております。以上のことから、自家労賃が必要経費として認められるよう、時代に即した概念のもと、国における抜本的な税制改正の議論の中で見直しを図ることを求め、別紙意見書を、高橋議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして提案理由といたします。
- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)
- 議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長 これですべての討論を終わります。
これから意見書案第 18 号、所得税法第 56 条及び関連条項の見直しを
求める意見書の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第 18 号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 8、意見書案第 19 号、介護・子どもに係る平成 27 年度予算の
充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
1 番 高木さん

1 番高木議員 意見書案第 19 号、介護・子どもに係る平成 27 年度予算の充実・強化
を求める意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙
を参照いただき、要点のみ申し上げます。介護保険制度については、保
険給付として要支援 1 と 2 の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介
護が、平成 27 年 4 月から 3 年間かけて市町村事業への移行が進められま
す。この見直しについては、多くの関係者及び関係団体からは、地域資
源や財政基盤による地域間格差の拡大や必要なサービスが提供されない
ことによる要支援者の介護の重度化及び介護労働者の処遇低下などに関
する不安が指摘されてきました。また、平成 27 年 4 月から本格実施が予
定されている子ども・子育て支援新制度については、必要な予算が確保
されていないことから、保育の質の改善策として実施が予定されている
保育士の配置基準の見直しや処遇改善及び放課後児童クラブや児童養護
施設等の改善が極めて不十分な内容となっています。以上のことから、
介護保険制度については、地域間格差やサービス低下及び福祉労働者の
処遇低下を招くことなく、制度の充実をはかるとともに、子ども・子育
て支援新制度については、保育の質を改善することを求め、別紙意見書
を、赤津議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よ
ろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長 これですべての討論を終わります。
これから意見書案第 19 号、介護・子どもに係る平成 27 年度予算の充

実・強化を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 19 号は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 9、意見書案第 20 号、手話言語法制定を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2 番 高橋さん

2 番高橋議員

手話言語法制定を求める意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語で、聴覚障がい者にとって、日常生活や社会生活を営む上で、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段となっております。国連総会において、平成 18 年 12 月に採択された障害者権利条約の第 2 条に、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話が言語に含まれることが明記され、我が国は、平成 19 年 9 月にこの条約に署名したものの、権利条約批准に当たり国内法の整備が必要なため、平成 23 年 7 月に障害者基本法を改正し、手話は言語であることを明確に位置付けました。しかし、この規定だけでは音声言語中心の社会から、ろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力として不十分であり、権利条約で言語に関連して置かれている様々な規定に対応し、手話を獲得する、手話で学ぶなどの権利を保障するためには、専門法である手話言語法の制定が必要です。以上のことから、国及び政府において、手話言語法を制定するよう強く求めるため、別紙意見書を、本多議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから意見書案第 20 号、手話言語法制定を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

議 長

したがって、意見書案第 20 号は原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は、議事の都合によって延長します。

この際、暫時休憩いたします。

午後 6 時まで休憩いたします。 (14 時 00 分)

議 長
議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。 (18 時 00 分)

日程第 10、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

7 番 本多さん

7 番本多議員

議長に許可をいただきましたので、通告にしがいまして一般質問させていただきます。私、あの、村長が今回 2 期目の村政執行の総括と今後の村政運営について伺います。岡出村長が 2 期目の村政を携わり、早いもので 3 年 7 ヶ月が過ぎたところでございます。村長が 2 期目の就任にあたっては、日本一美しい豊かな村を政治信条に、総合計画の基本目標、いつまでも住み続けたいまち、豊かさ、安心、笑顔あふれる夢大地の実現に向けて、4 つの柱で三十数項目の公約を掲げ、村政を担ってきたというふうに思います。しかし、少子高齢化、人口減少問題など課題が山積する中、それらの変化を捉え、政策の実現に向けて日々努力されたというふうに思っております。これは多くの村民も一定の評価をしているのではないかなというふうに思います。村長自身、村政執行にあたり、公約の進捗状況も含めて、総合的な評価をお伺いいたします。次に今後の村政運営についてでございますが、来年は選挙、改選の年でございます。再度村政を担う考えがあるのか、これについてもお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議 長
村 長

岡出村長

本多議員からご質問いただきました 2 期目の村政執行の総括と今後の村政運営についてお答えを申し上げます。まず 2 期目の村政執行の総括であります。更別村は日本一美しく豊かな村になれる可能性を秘めておりまして、また将来の更別村のためにも希望や夢を抱き、自助、共助、公助の役割を持って、みんなでその実現に向かうことが総合計画に掲げる、いつまでも住み続けたいまち、豊かさ、安心、笑顔あるふれる夢大地の実現につながるものと考えて、各種の施策を進めてまいりました。こうしたことを前進させるべき 2 期目の公約として、4 本の柱に 35 項目、具体的には 84 の細目について、村民の皆様にお約束をいたしました。公約の中で、中期的視点にたった新住宅団地の計画づくりや、開発跡地の具体的な計画づくりなど、一部について遅れておりますが、これらにつきましても、重要課題として多角的な検討を進めてございまして、公約のほとんどについては私なりにその実現に努めてきたところであります。しかしながら自己評価や進捗状況となりますと、非常に判断が難しいところございまして、村民皆様方の評価も様々と思っております。また推進してまいりました施策へのご批判や手法等への疑問の声など、私なりに承知をしているところでもございます。さらに村民の信頼を失う失態もございました。しかしながら長年の課題でありま

した更別農業高等学校の校舎大規模改造や十勝スピードウェイへのメガソーラー誘致と再生など、関係者のご努力をいただき、前進をみたところであります。こうしたことなどを考えあわせまして、非常に甘い判断と言われると思いますけれども、合格点はいただけるものと自己評価をいたしているところであります。次に、今後の村政運営についてであります。私の政治信条として、強い理念にもとづいて村民にお約束をしたこと、任期ごとに区切りをもってしっかり果たし、大きな課題を残さないように努めてまいりました。2期目の任期中、もろもろの環境の変化により、不十分なものもございますけれども、農業基盤の整備、国営灌排事業、高規格道路更別インターおよび大樹インターの開通、商工会でのご努力中の交流拠点づくり、あらたな酪農、畜産の振興方針づくり、上更別幼稚園の整備等、運営の方向付けなど、一定の方向性や開所の目処をつけることができたと思っております。こうした中で今後の課題としては、ただ今申し上げましたことの更なる実行と厳しさを増す地方の創生、更別村の新たな創生事業にあるわけであります。現在、村の創生計画づくりに取り掛かっておりますけれども、これまでの施策に加え、新たな発想による展開が特に必要と、創生が図られるべき計画の策定が重要と思っております。またこの創生計画と連動する形で、平成28年度からは第6期の更別村総合計画の策定作業が本格的になってまいります。そして更別村のような小規模な村は、時代潮流の早い中で、特にマンネリズムというものが一番恐ろしいことでありまして、特別の危機感をもって挑戦し続けることが重要と思っております。こうした新たな重要な計画づくりに始まり、力強い展開によって効果を上げるには、どうしても5年、10年単位ですね、継続した年数と切れ目のないエネルギーが必要と考えているところであります。こうしたことから、一区切りついたこの期に、新たなリーダーに託すべきと判断、決断をいたしましたところであります。したがって、自身の後援会から再三再出馬のご要請を賜りましたが、お許しをいただき、次期村長選には出馬しないことといたしましたところであります。本多議員には身之余のご質問いただきましたこと、心から感謝を申し上げますとともに、残された任期、全力を傾注し、全うしてまいります。以上、お答えといたします。

議長
7番本多議員

7番 本多さん

ご答弁ありがとうございました。2期目の総括につきましては、村長の答弁のとおり概ね、あの、事業について取り組み、そして達成に向けて進んでいるかというふうに思いますが、先程も村長の申してましたとおり、開発の跡地の利用を含めた市街地の活性化問題、また少子化高齢化問題、人口減少問題については、まだまだ道半ばではないかというふうに思っております。それで村長は常日頃から村民の参加と対話を重視して村政をやってこられました。多くの会合やイベント等にも出席されて、多くの村民と直接対話をして、地域の情報や状況などを把握した中で、諸課題に取り組んできたふうに思っております。その政治精神、政治

姿勢についてはですね、私も強い熱意を感じたところでありまして、それは本当に多くの住民も評価しているのではないかな、というふうに思っております。これが私の失礼ですけども、評価とさせていただきます。次にですね、今後の村政運営についてでありますけれども、これは本当に大変な驚きでございます。村民の皆さんもですね、本当にびっくりして失望を感じたのではないかな、というふうに思っております。本当に引退される理由がちょっと見当たらない、っていうふうに自分は思っているわけです。そういうことで、こういうことはですね、村長就任当初から支持していただいた皆さんに、どのように理解していただけるか、またどのように説明されるかっていうのがちょっと、村長の考え、聞かせていただきたいと思います。またあの、村長というのは、当たり前のことですが、議員と違いまして村の執行者でございます。1期目は多分前任者の継承、そして2期目で自身の政策の立案、3期、4期で実現、そして総仕上げというふうに行くのが、村政執行者の手法ではないかというふうに思うんです。そういった中で、2期で引退されるということは、ちょっと中途半端っていうような気もするわけです。その辺について、村長はどういうふうにお考えかお伺いします。

議 長
村 長

岡出村長

先程もご答弁をさせていただきましたけども、やはり私たちの、私どもの責任につきましては、4年ごとの区切りをもってやらなければならない。その中で、いかに任期を重ねたでなくて、その任期中にいかに仕事をしたかと、そういうことに私は尽きるものだと思ってこれまでもやってきました。しかし、道半ばという声も、本当に暖かい声をいただけるわけでもありますけども、大きな課題を残しつつですね、辞めていくというのは、私は本当に無責任だと思ってございますけども、私が進めた仕事につきましては、一定の区切りをつけたと思っているところでありまして、次にはやはり計画づくりに始まり、新しいやっぱりリーダーのエネルギーを持った行動力に、私は更別村にとって大変大事なことでないかと思ってですね、いろいろ悩み苦しみましたけども、決断したわけでありまして。私はですね、私の進めてきたことは、必ず次のリーダーも受け継いでいってくれと思いますし、また次のリーダーの考えで新しい展開が生まれるということを期待しているわけでありまして。本多議員からはですね、本当に再度申し上げますけれども、身に余るお言葉をいただきました。本当にありがたく思っております。答弁になったか、ならないかわかりませんが、私はこのことは村にとって一番いいことだと思って、決断したわけでありまして、ご理解をいただきたいし、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議 長
7番本多議員

7番 本多さん

これが最後の質問でございますけども、後援会のご了解もいただいたということと、ご本人の引退の決意は固いというふうに自分も判断したわけですが、2期目でお辞めになるということは、当然あの村長がですね、村長の意思を継いでいただきける後継者っていうことについて考え

もあろうかと思えます。そこで村長がお辞めになるにあたって、その後継者についてはどういうふうにお考えか、これはあの、村長が辞めるにあたっての最後の責務だというふうに自分は思っているわけですが、その辺についてどうですか。

議 長
村 長

岡出村長

私が進めてきたことを次にですね、活かしていつてもらえるという私の強い思いはありますけども、これはですね、やはり村民が最終的には決める問題でありますので、いろんな後継者の名前が挙がり、村民が最終的に決めていって欲しいものだと思っているところであります。辞めるにあたってですね、後継者を私の判断で指名し、また決めていくということについては、今の段階ではですね、これは村民に対して失礼だと思いますので、お答えはちょっと申しかねますけれども、そのような形になればいいなということで思っていますので、今後私の行動も、多少そのような方向で取っていかねなければならない、場面によっては取っていかねなければならないと考えているところであります。

議 長
7番本多議員

7番 本多さん

もう最後、質問終わりですね。村民の選挙だというお話でございますけれども、できれば本当にね、継承していただきける方をご指名いただいて、それに対して対抗する方がおれば、またこれ選挙っていうことでございますんで、そういったことが望ましいんではないかな、というふうに自分は思いますが、そういうことでよろしく願います。終わります。

議 長
4番松橋議員

4番 松橋さん

通告にしたがい質問させていただきます。今、同僚議員からそういう質問がありまして、村長のお言葉も聞きまして、僕自身は、当然続けて努力されるものだと思っておりましたんで、青天の霹靂ですけども、残された期間、村長とは酪農問題、農業問題は本当に僕も一緒にの時期ですから、充分論はしてきたんですけど、まだなかなか道、農業の部門、酪農部門はまだ道半ばだと思って、しつこいようですけども、酪農、畜産について、若干質問させていただきます。それでですね、今の酪農が危機的状況というのは、もう何回も私の方からも話しています。新聞報道でもありますから。やはりその、一番村としてこれから考えなきゃいかんのは、若者の定住化を目指す。いろんな産業を起こして、それでなければ、街中の活性化ありませんので、将来の人口減に挑むためにも、雇用の場としての酪農、畜産の振興について、質問させていただきます。肉付けはちょっと後ですけども、先に将来の村の自立問題にも大きな影響をする、少子高齢化社会、2025年問題を含めて、大きな社会問題になっていくのはもう事実です。それで、酪農、畜産では規模拡大は大いにしていますが、多くの経営者はやはり人手不足で、切実な問題を抱えております。一つ目には働きやすい労働環境、それから支援体制の確立、で今の若者について若干調査をしてある機関がありますが、今の若者は給料よりも休暇を選ぶと。それと住宅環境、まわりの環境も非常に求

めると。それと二番目に更別も進んではきていますけども、外部化と省力化。外部化ということは、コントラクター、TMRセンター、それから村長に前にも質問しましたが、育成、哺育施設事業のやはり確立、それから自動搾乳技術の導入。入ってはきてますけど、その検討ですと。三番目に新規就農者受入特別措置条例、これは平成10年に更別で作られて、ところが全然さわってないんですね。これ、後ほど肉付けでちょっと言わせてもらいますけども。それでですね、更別の置かれている状況から質問させてもらいます。団塊世代が75歳を迎える2025年問題、これはもう新聞報道、日本中騒がれていることです。それから少子化、世界でも例がない超高齢化社会、4人に1人が65歳以上になりますと。国も働き手を増やして、少子化に歯止めをかけるために、種々の支援策を検討していますが、効果が出るまでには時間がかかります。それで先般、国立社会保障人口問題研究所が発表したところによりますと、更別村の人口は2040年で2,750人。それで20歳から39歳の若年女性、これが178人。これはあの、若年女性人口変化率というんですけども、それでいきますと43.2%が減りますよと。十勝の平均が44.6でありますから、若干の差があるものの、全道の平均47.5よりは更別の女性の減少が少ないと。それが総人口の十勝管内でも50%減少すると推計される町村があります。それらと比較しますと、更別はまだ良い方という考えもあるでしょうが、このままの人口減でいきますと、将来村の自立問題に大きく影響することは間違いないと考えます。国も道も日本創生会議等で人口減少に関する基本認識を共有するため、数々の提言を行っております。一つには、子どもを産み、育てたい希望を叶える。二つ目、本道の強みを生かした産業、雇用の場を創る。三つ目が住み続けたいと思える生活環境を整える。四番目が北海道らしさを生かして、人を呼び込み、呼び戻すと。そういうことで、この中で村として早急に取り組む必要があるのは、やはり若者の定住化を目指しての酪農、畜産の振興が一番だと私は考えております。ここでまあ、酪農の現況を確認をちょっとさせてもらいます。酪農、畜産の現況は生乳不足によるバターの緊急輸入、街中でバター不足が顕在化、バターはなぜ不足しているのか、やはり消費者の問いに対する情報発信の必要があると思います。酪農が生命産業として人々の食生活に不可欠であるもの、輸入に頼る現在の状況は異常な事態であることを、広く消費者にやっぱり理解されることが大事だと思っております。更別に乳牛工場は立地されていませんが、今以上の減産が続くと、工場の雇用まで影響がでることは必須です。それで次に、昨年度の十勝酪農の離脱の要因、4項目、高齢化と後継者問題が10戸、それから耕種部門への転換が9戸、乳、雄育成部門への転換が8戸、それから負債問題等、経営者の事故、病気、死亡が7戸、これ以前は多額の投資を必要とする酪農経営は、負債問題が一番の課題でありました。現在は高齢化、後継者問題が一位になっております。またTPP交渉の行方が懸念される生産現場では、投資に対する強い不安感があります。それと円安による生産コストの上昇。配合飼料はかつてキログラム40円、

2013年度、昨年ですね、65.2円キログラム、昨今では70円台に入っております。こうした生産原価を用いて、また電気料金の値上げ等で90円に達しないプール乳価では、経営を維持して利益を出すのが非常に難しい状況です。ただ、逆に反転攻勢の動きもありまして、一部の地区ではJAが出資法人で動き、JA出資で酪農法人の設立を考えていると。それから牛の糞尿の活用、バイオマス発電の動き等もちろんあります。それで更別なんですけども、なかなかメガファームの設立も聞こえてこない中で、やっぱり地元の更別酪農の緊急課題として、先程述べましたように、TMRセンターの更なる充実、コントラクターの増設、哺育育成センターの設立、特に今回の質問の要点でもあります平成10年に作成されました新規就農者受入特別措置条例、これが更別の10年から今まで、改定がされていないというか、過去に1名更南地区へ入っております。それから和牛農家に借地で府県から来てがんばってこられた方もおられます。更別の新規就農者の受入状況を若干知っていて調べてみたんですね。第2条の1、2で酪農経営も畑作経営共に、施設及び農地保有面積、乳牛飼養頭数を含め、本村の平均規模以上を確保できる者と、こう謳っているんです。それで三番目に満たない者であっても、特に村長が認めたものと、これは若干逃げ道かなと思っているんです。それで第7条に奨励金、利子助成金等の条文がありまして、その基本的な問題である研修期間、農業経験等のやる気、適性等に対する条文がありません。ここで申し訳ないんですけど、広尾町の例を、広尾町の新規就農者融資の条例から抜粋をちょっとさせていただきました。ここはあの、20年間で13戸が新規就農しているんです。町内の酪農家の1割強を占めていると。それで就農希望者の相談には、町とJAでつくる担い手センターが応じる。面接を繰り返してやる気、適性の判断をする。その上で酪農家で2年間の研修を積み、新規就農者と認定をされると。農業公社が離農者から買い取った経営資産5年間の借り、町はリース料の半額を助成、購入後の3年間は固定資産税相当額を交付すると、それで今年の8月に2年間の研修で地元の研修を3ヶ月に短縮したそうです。というのは町外での研修経験も含み、それも定住に結びつくとの判断、それだけ酪農が危機というか、急いでいるという。それで少なくなっていくというか、ほとんどの農家が後継者確保に苦慮します。なかなか息子さん、お婿さんと、更別はわりと順調にきているとは思いますが、それで農外からの新規就農がもう非常に今、注目されています。新しい次世代の参入を求めるのは、村の活性化にとって僕は不可欠だと思っております。農外からの新規参入は、農地、技術、資本といった経営資本をゼロから蓄積しなければならず、経営安定まで多くの時間を有するのは当然であります。それで地域農業の中に新たな人材を確保、育成すべき、やはり地域戦略として積極的にそれを位置付け、自治体、JAは農家生産者に任せっきりでなく、更別農業の次世代の担い手の確保を戦略として構築することが重要であると。地縁、血縁が全くない都会生まれの、都会育ちの人間には、極端なこと言うと農家になる方法がわからな

議
村

長
長

い人もいる。市町村の歳入減少、個人の所得でまあ経済が短縮してでも、市町村財政が万が一減ぶことがあっても、自給自足が基本の農家、農村が減ぶことはない、僕自身は思っています。それでここに村長、まだ任期4月まで僕もいますんで、継続とはさっき言いましたですけど、お考えあればどうぞ。

岡出村長

松橋議員のご質問にお答えを申し上げます。松橋議員のご指摘のとおり、人口減少は本村の存立に大きな影響を及ぼすものでございます。日本創生会議から発表されました人口推計で、2040年の本村の人口は2010年と比較をいたしまして、18.9%、641人減少して2,750人になると推計されているわけでありまして、これは管内的にはですね、減少率は低いわけでありましてけれども、このことはやはり深刻に受け止めなければならないわけでありまして、本村はこれまで基幹産業である農業を中心に地域振興を進めてきておりますけれども、質問のとおり、特に酪農、畜産は急激な円安や消費増税、電気料金の再値上げ等によって、より経営環境が厳しくなっており、人出不足や高齢化なども相まって酪農戸数の減少に歯止めがかからない状況にあるわけでありまして、その中で本村農業の更なる振興発展には、酪農、畜産の振興が必要不可欠と考えるものであります。そこで議員の質問の一点目にあります、働きやすい労働環境、支援体制の確立につきましては、これまでも酪農、畜産経営基盤の安定化のために、酪農ヘルパー組合への助成等を進めるとともに、地元雇用促進事業を創設し、労働力の確保の支援を進めてまいったところであります。今年の10月に更別村農業経営生産対策推進会議において、決定をいたしました更別村酪農振興対策の推進方針、併せて更別和牛振興対策の推進方針に基づきまして、新年度より取り組める対策からですね、実施を図るべく国の補助事業採択に向けて、産業クラスター協議会を設立するなど、新たな支援対策を講じよう準備をいたしているところであります。また、国ではですね、人口減少社会に向けて、まち、ひと、しごと創生法を制定し、本格的な地方創生対策を進めておりますけれども、地方自治体も努力義務として戦略方針の策定が求められ、本村におきましては、12月1日に更別村まち、ひと、しごと創生本部を設置し、魅力ある仕事づくり、人を呼びこむ戦略づくりに取り掛かっておりまして、当然ながらその中に酪農、畜産振興対策を盛り込まなければならないと考えているところであります。住環境の改善に関しましては、現在本村では賃貸住宅の建設促進事業、公営住宅の若葉団地建替えを実施中でありまして、曙団地の建替えも予定しておりますが、住環境の一層の充実に努めていかなければならないと思っております。このことは先に申し上げましたとおり、更別村まち、ひと、しごと創生本部において、関係機関、団体とも協議しながら、住環境の整備を検討してまいりたいと思っております。二点目の外部化とですね、省力化についてであります。一点目でも申し上げましたとおり、更別村農業経営生産対策推進会議で決めました、更別村酪農振興対策の推進方針、更別和

牛振興対策の推進方針の中で、多くの提言を元に施設整備に対する支援、規模拡大や新規就農、酪農業雇用拡大等のための法人化の推進、村営牧場を含めた哺育育成預託施設の再編、整備、自給飼料の安定確保対策としての、既存TMRセンターとの連携強化、そして新たなTMRセンターの整備、良質飼料の確保対策としてコントラクターの有効活用及び支援策について、推進方針に盛り込んでございまして、農業者の要望を把握しながら、関係機関等協議、連携の上に、必要な対策を行うこととしております。三点目の新規就農者特別措置条例の見直しに関してであります。更別村新規就農者受入特別措置条例にはですね、条例はですね、制定の当初、北海道農業開発公社の農場リース事業を活用いたしまして、離農農場を居抜き方式で継承する、酪農新規就農者に向けて制度設計された経緯がございます。酪農経営におきまして、施設規模、施設、乳牛飼養頭数及び農業地の保有面積が本村の平均規模以上を確保できる者、畑作経営においては、施設及び農業地の保有面積が本村の平均規模以上を確保できる者、などと規定はされております。この要件は、就農後すみやかに経営をですね、安定させるために本村基本構想に規定する営農累計の面積確保が必要であるとの考えに基づくものでございますけれども、現在50ヘクタール以上といわれる本村の平均経営面積以上を確保しようとした場合、当然施設の取得に多額な資金を必要とし、条例適用を受けて新規就農しようとしても困難な状況にあると思っております。そうした中ですね、平成26年度に成年就農給付金制度が改正されましたので、この制度との整合などを含めまして、現在条例の見直し作業を行っております。各種要件について、農業委員会、JAなどの関係機関、団体と協議を進めて、見直していく考えでございまして、更別村におきましては、幸いな事にですね、未利用地だとかそういうのが多くございませんので、広尾だとか他のですね農業地帯とは多少異なる条件もございましてけれども、私はですね、国内の生乳不足等を考えるときにですね、この酪農畜産の振興というものはやはり必要であるということで、今年、本年度ですね、JA等も含めてこの問題について、鋭意検討をすすめてきたところであります。以上、お答えといたします。

議 長
4番松橋議員

4番 松橋さん

一つひとつに、ご丁寧にお答えをくださり、ありがとうございました。それでですね、今村長の言葉からもありましたように直すところは直す、やはりやれるところから手を付けていくと。大きな問題ですから当然そうだと思います。それで今村長の成年就農給付金の話もありましたので、ちょっと若干調べたんで、今、農業、農村における人材の確保には非常に国も、自治体も高まりがあるのはもう承知です。それで2010年度から実施の人・農地プラン、地域農業マスタープラン、言われるんですけど、その中で成年就農給付金、研修期間は2年間ですよと。経営安定するまでの就農直後の5年間は、所得をサポートしますよと。年間150万ですけど。それで政策的には、更別もまあ、それにのっけていますけど、地域おこし協力隊、それから集落支援員、これは総務省、それから田舎で働

き隊、これが農水省、それで若干調べてみたんですね。農水省の農業改善動態調査、新規就農者のうち外部人材が新規参入者、外部から入ってきた新規参入者は2008年から10年で大体1年2,000人前後。それから新規雇用者、これ農業法人に常雇で雇用される人々、だいたいこれが7,000人から8,000人。それから農家世帯の新規学卒就農者これは2010年で16,000人、全国ですよ。それから最も数が多いのが、離農者から他産業、もともと離農してるんですけども、それから他産業からまた農業へ戻られる方、定年帰農とか、いろいろ言葉あるんでしょうけど。食業から農業へ参入する人。この人達が06年から08年で大体年40,000から50,000人で把握はちょっと難しいらしいんですけど。やはりこうした人材を、農村農業の現場でいかに育成確保するかが、これから大命題だと。やはりそれでこの、外部人材の人々も含め、地域全体で農業、農村に対する理解、理念の共有化の作業をして、事業分野の垣根を超えて自治体、NPO法人、JAも含む関係機関のネットワークの組織の確立が急務と、こう謳われているんですね。当然のことだと思います。それでもう一点、農林水産業地域活力創造プランは聞いたことあると思うんですけど、それでこれ長いんで、政策の展開方向ということで、その③に今問題となっております農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減、農業の競争力強化、持続可能とする構造改革を加速する、これちょっと中略なんですけど。で、都道府県ごとに農地中間管理機構を整備し、分散錯綜する農地を整理して、担い手ごとの集積集約を推進する。まあ、今農業委員会等で。それで大事なことは今後10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占めるよと。これ国の目標ですよ。農業構造を確立、新規就農者を定着する農業者を倍増し、10年後に40代から農業者を、農業従事者を40万人に拡大するよと。要するに農業を戦略的なものとして、新規就農者に頼らざるを得ないと。既存の農家だけでは、これは無理ですよということ国もわかっている、それでまあ、更別も条例を変えていただくとお話ありましたんで、すごい期待するところなんですけど。あの、2010年で、ちょっと書類があれなんですけども、それで急いでやってもらわなければいけないというのが、やはりこう手を挙げてる人が府県にでも、道内にでも、もしいるとしたら、やはり、今推進会議等で検討中だということなんですけども、やはり急いで有能な人材を確保する体制を作っておかなければ、やはりよその町村に負けるとは言いませんけども、更別の酪農がだんだん歯抜けになってって。畑作でね、年雇用はちょっと難しいんで、特に更別のように野菜もない、ハウス栽培もない、やはり畜産、酪農にウエイトを置いて、新規就農者を受け入れる整備を、早くしていかないとだめだと、私自身が思っています。間違ってもいないと思いますけども。その点、若干お考えがあればお聞きしたいんですけど。

議
村

長
長

岡出村長

いろいろとですね、ご質問いただいた訳でありますけれども、やはりですね、新規就農を進めていくためには、農業の多角経営が、私は必要

だと思っているんですね。そのためには法人化をして、優秀な人材を引き受けていくと。そして、そのことがですね、新規就農に繋がっていくもんだと思ってございます。いきなりですね、研修そして自営をすれといっても、これはもう今の更別の規模では、困難なことでありますので、そうやって、そうやって、法人化をして大型経営をし、また新規就農をどんどん社員として受け入れていくという型、そして家族経営でもいいから施設を整備して、自分の理想を求めてですね、酪農、畜産経営をしていく、それから人の施設、空き施設を借りて、新規就農したい、いろんなこれね、形態を考えながらこれからやってかなければ、一つのパターンだけでいきますとですね、これはもうなかなか難しいことなんですね。ですからこれからの推進方針というものは、いろんな角度から検討し、可能なものを可能にしていくということで、前向きにいろんなことを捉えながらしていくことが、私は重要でないかと思っているんですね。今のような経営規模でいきますと、まず新規というのは不可能でありますし、畜産の方で空き施設をやろうという方はですね、可能なのかもしれませんけれども、それとて支援をしなければ今の段階では難しいと判断してございますので、これらについて議員ご質問のことなどについてですね、これは本当に掘り下げて検討して農協、JAともですね連携を取りながら進めていかなければならないと思っております。私の任期はですね、4月の26日までとなっておりますけれども、この計画推進方針については、各関係機関で、これはもう確認したことでありますので、各関係機関がいかに実現に向かってまい進していこうというか、前進していこうということでございますので、これは可能なものについては、それぞれの役割分担をもって、鋭意進めていくべきだし、そうしなければならぬ、と私は思っております。

議長
4番松橋議員

4番 松橋さん

丁寧な説明、ありがとうございます。そのとおりだと思います。ただ休む暇がないのも事実なので、昨日選挙終わりましたけれども、おそらくTPPも加速化されるでしょうし、信任したわけではありませんけれども何か雰囲気的にそんな。それで、今後議論がおそらく加速するのが、農業委員会の問題、それから農業生産法人、それから農協の一体的改革、農協では中央会制度が政治的な焦点になっています。それであの、まあ、今年も豊作で108億とかって計画、この間聞きました。果たして108億で喜んでいいのかどうかという、農業者としての疑問は若干あるんですけども、それで2010年農業センサス、まあいつも出しているやつ、その時に農業人口は約、農業就業人口ですね、260万戸、1990年で482万戸の農家が半分ほどに減ってる。それでこれ表があるんですね、このペースで落ちていくと、もうすぐ2025年には、農業就業人口はゼロになる計算になっている。それはありえないと思うんですけども、なぜ急がなければいけないかという、現在の酪農家戸数は18,600戸、牛乳生産量は850万トン、やはりもう、農業に外部人材の活用を求めなければ消滅、まあ、ある酪農雑誌には崩壊寸前の北海道酪農がって。やはり酪農

が圧倒的に労働時間が長いですね。村長が言った、大規模ですし。規模が大きくなればなるほど労働面の課題が大きく、雇用も含めて出てきます。商売としては、利益が上がっても、生活の質に向上しない面があると。やはりそれは言われている通りです。やはり今まで以上に、搾乳ロボットの導入やTMRセンター、共同での哺育センター、育成センター、外部の省力化が求められる産業だと思っております。まあ、あの、気持ち同じなので、もうやはり、任期は4月一杯、まあ私もそうですけども、そのいろんなところにある一番問題は、中心となるべきは、JAだと思います。離農するから仕様がなくて、その活用は隣、土地はまあ、更別まだ吸収してくれますからいいですけど、周りがね、先程も言いましたように遊休農地ないですから。その理解はしますけども、TPPの問題は本格化になってどうなるか、誰もわかりませんが、一番その大面積で、畑作をやっていて、優位性に立っているように見えますけども、もしどんなふうにするか、これはこれから政府与党が決めることでしょうけど、一番心配されるのは僕は更別だと。それで大事な畜産、酪農を歯抜けにしていることが現実ですから。更別はあの、去年の乳価の乳量93%、まあ特別な農協も混ぜれば下から二番目、それ現実の姿なので、やはりそのへんのことを皆さんでお考えをいただいて、やはり緊急課題としてひとつ進めていただきたいと。どうぞ何かあれば。

議 長
村 長

岡出村長

まあですね、農協改革、農地改革ですね、これについて今の制度ではですね、私はまあ国会議員の先生方にも申してきましたけども、実際に経営されている農業者および農業法人のための改革かどうかというものは疑問だと。要するに賃貸料を払い続ける、そして最後には農地を取得しなければならない、そのことはですね、二重三重の負担になってくるわけですね。ですからそのことについては、やはり改善をしてもらわなければならないということを申し上げてきました。それから108億と今言われておりますけれども、110億くらいにいくんでないかと、見込んでいますけれども、やはり今回の消費税の3%というのは結構重いですね。それから資材の値上がり、電気料の値上げ、いろいろな悪条件が重なって、本当に110億を上げたからこれはいいんだということにはなっていないと、そのように私は見てございまして、これらについても、やはりこの選挙終わった後ですね、きちっとそういうものについて対応をしてもらいたいと思っておりますので、このことについては、早々ですね、要望を申したいと思っております。それからやはり酪農経営がですね、今一番労働過重になっているんですね。そのことはもう、わかってございます。まあ、ただ酪農はできないけども、身体の楽な畜産の方に行くとかですね、まあそういう傾向に歯止めをかけなきゃならない、そのために私はですね、酪農振興対策の推進素地を作ったんですから、これはこれで農協とも連携をしながらがんばっていきたいと思っております。いろんな課題がございしますが、要はやはり先程申し上げましたけども、農業者、農業を営む生産を上げていく

人たちのためになる施策をですね、これは言い続けていかなければならないなと思ってございますので、そのへんみんなですね、議会もですね、一緒になって私はがんばっていくべきだと思ってございますので、ご協力方をお願いを申し上げます。

終わらせてもらいます。

議長
2番高橋議員

2番 高橋さん

通告にしたがい、一般質問させていただきたいと思います。私は質問事項といたしまして、AEDの整備状況と今後の整備についてということで質問させていただきたいと思います。村の公有、公共用でございますが、施設におけるAEDの整備状況と今後の整備状況についてということで、近年、万が一、心筋梗塞等で倒れた場合、一命を取り留めることができる装置の一つとしてAEDこれは自動体外式除細動器というのがございます。今住民に広く安心感を与え、早急に整備することが村の安全で安心した村づくりにつながると思う次第でございます。できるだけ1分でも早くAEDを使用した方がその生命の効果が高いということで、生存率が高いと言われております。まず村の現在の所有台数、管理施設の整備状況について、お伺いしたいと思います。その他二点、質問項目がございますので、質問したいと思います。一つ目、AEDの使用のためのここ三年間での講習会の開催状況について伺いたいと思います。二点目は、AED整備には20万円以上の、1台20万円以上の費用が掛かると、必要と言われております。村では各種の基金がございますが、その基金を活用した早急なAED整備のための助成を検討することを提案したいと思います。村長のご答弁を伺いたいと思います。

議長
村長

岡出村長

高橋議員のAEDの整備状況と今後の整備についてのご質問にお答えをいたします。AEDについてですね、少し説明をさせていただきます。自動体外式除細動器といわれるものでございますけれども、心臓が痙攣し、血液を流すポンプ機能を失った状況になった心臓に対し、電気ショックを与えて正常なリズムに戻すための医療機器ということでございます。操作方法はですね、音声でガイドしてくれることから、一般の方も簡単に使用することができ、平成16年7月頃から駅、学校、公共施設や企業等、人が多く集まる場所を中心に設置されてきたわけでありまして。本村の設置状況につきまして、説明させていただきますが、平成19年度に役場庁舎、ふるさと館、老人保健福祉センター、改善センター、診療所と、多くの村民や村外の方が利用する公施設にリース契約によりまして設置をいたしました。その後学校、幼稚園と寄付により道の駅に設置をしてございます。現在は11施設に設置をいたしまして、隣接する4施設が兼用で使用できる体制となっているところであります。ご質問の一点目のですね、講習会の開催状況でございますが、ここ3年間にはですね、ガイドダンスによってですね利用できることから、3年間講習会を実施してきてございませぬけれども、それ以前にはですね、導入時には平成18年度から平成20年度にかけて、3回講習会を開催し、5日間の講習

で延 106 名が受講しております。消防更別支署の職員の指導により、胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせによる心肺蘇生と AED の使用手順を、人形による実践形式で行ってきたわけであり、その後ですね、時間も経過していることから、講習を受けてない職員も増えておりますので、この講習会はですね、必要性を感じてございますので、やっていきたいと思っております。二点目の基金を活用して未整備施設の早期検討を、とのご提案でございます。憩の家、パークゴルフ場、カントリーパークなど、村内外から多くの方から使用される施設につきましては、まだ未設置の状況にあるわけであり、高橋議員がですね、言われるとおり、AED は 1 分 1 秒でも早く使用することにより、一命を取り留めることが期待される医療機器でございます。AED を備えていることで尊い命が救われる可能性が高まることと、使用者が少ない施設だから必要ない、あるいは滅多に使わないから費用対効果がないということを手秤にかけるとはですね、非常に難しい、難しい事案でありますことから、これはですね、可能な限り整備に向けて検討してまいりたいと思っております。できれば新年度予算に、これは政策予算ということでもございませんで、これは予算化できるものは新年度予算に予算化をしてまいりたいと思っております。以上、お答えいたします。

議長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

ご答弁ありがとうございました。11 施設に設置されて、4 施設については兼用できる体制となってる、というお答えでございますけれども、その 4 施設の兼用の施設を、もう一度お願いしたいのと、あとは新年度に対して予算化して、行っていただくということはよろしいんですけども。この講習ですね、この設置されるのはいいんですけども、講習をしないと音声で使用状況は説明されるということなんですけれども、やっぱり使用方法がわからないとせっかく機械があってもできないということで、ここに赤十字北海道という広報、この間区長さんを通して配られた中に、赤十字ではこのワールドファーストエイドデイということで、1 年に 1 回 9 月の第 2 土曜日をファーストエイドということで、救急法ということでこれを知ってもらうために、ワールドファーストエイドデイと定め、この時にいっぱい人が集まる場所等で講習会を行っているということでございますので、更別もなるべくこういう日程を設けてですね、講習会等をより多くしたらどうかという提案がございます。またこの中に今年の 7 月ということでございますけれども、湧別の方でカラオケ大会で突然倒れたということで、その時 AED があって、使用した方も 1 回 AED に助けられている方なんです。それで使用方法がよくわかっていたから、倒れた方を処置した結果、命を取り留めたという記事が載りますんで、その辺もう一度ちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

議長
村長

岡出村長

隣接する施設でございますけれども、役場の物はですね、近いですから社会福祉センターと併用しているということ、それから診療所にあるものはですね、福祉の里総合センターも施設がつながっておりますので、

診療所の物を使うということ、それから改善センターに配置しているものはですね、コミュニティプールだとか、運動広場での併用と考えているわけであります。ただですね、ご質問いただいたようにですね、やはりその場所にあった方がいいというところについてはですね、再度検討して、先程答弁いたしましたけども、設置できるものは設置していきたいと思っていますところであります。それからやはり講習ですね、これはやっぱり何回も確認していくということは大事でございますので、これはちょっと消防職員のですね、協力もいただかなければなりませんけども、そのことについて消防とも連携を取りながら、実施してまいりたいと思っております。以上です。

議長
2番高橋議員

2番 高橋さん

最後の質問になるかと思いますが、設置されてないところについては、憩の家、プラムカントリー、カントリーパークということだと思うんですけども、最近カントリーパークでもそういう事故があったということで、やっぱり近くにないとなかなかそういう命も救われないということで、是非設置をお願いしたいということと、また講習会についてはなるべくそういう日にちを設けてやっていただきたいことを申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思っております。

議長
村長

岡出村長

AEDがあったから助かったとか助からないとかっていう問題でなく現実に心臓の病で亡くなっている事例もございますので、今各施設をですね、この設置について、もうすでに協議を開始してございます。ですから施設で整備するのか、村でやるのかという議論は残ってございますけども、いずれにしてもこの対応は早期にしていきたいなと思っていますところでありますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

議長
議長

これをもって、一般質問を終了いたします。

日程第11、議員の派遣の件を議題といたします。

平成27年1月21日に村内で開催される村づくり懇談会に全議員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長
議長

異議なしと認めます。

したがって、平成27年1月21日に村内で開催されます村づくり懇談会に全議員を派遣することに決定いたしました。

議長
議長

日程第12、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は福祉の里温泉の衛生管理対策について、福祉の里総合センター健康増進室における健康増進器具の更新と利用状況について、産業文教常任委員会は地域おこし協力隊の活動状況について、雇用対策について、議会運営委員会は議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申出があります。

おはかりいたします。
各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。
したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。

議 長

これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。
これにて平成26年第4回更別村議会定例会を閉会いたします。

(19時10分)